

各 位

会 社 名 株式会社ANAPホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 川合 林太郎
(コード番号：3189・東証スタンダード)
問 合 せ 先 財務部長 根岸 良直
電 話 番 号 03-5772-2717

第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ

I. 第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（私募債）の発行

当社は、2025 年 10 月 29 日付の取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、ネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といい、EVO FUND とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権等」といいます。）の発行（以下、本新株予約権の発行とあわせて、個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。）及び金融商品取引法による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権等の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む、本新株予約権等に関する本日付の各買取契約（以下、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を各割当予定先との間でそれぞれ締結すること並びに EVO FUND を割当予定先とする第8回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権等及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

なお、本件は、2025 年 11 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化の議案が承認されること等を条件としております。本株主総会において上記議案が承認されず本件が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。

記

1. 募集の概要
＜本新株予約権＞

(1) 割当日	2025 年 12 月 1 日
(2) 新株予約権の総数	計 340,000 個
(3) 発行価額	総額 23,460,000 円（新株予約権 1 個当たり 69.00 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 34,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 267 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 34,000,000 株であります。
(5) 調達資金の額	18,048,460,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいいます。以下同じです。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、当

	初、533 円とします。 (1) 行使価額は、2025 年 12 月 2 日に初回の修正、2025 年 12 月 3 日に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2025 年 10 月 29 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日（以下、2025 年 10 月 29 日とあわせて、「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続き上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。下限行使価額は、267 円とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に対して割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025 年 12 月 2 日から 2027 年 6 月 2 日までとします。
(9) その他	本新株予約権の発行は、①本株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化に関する議案が承認されること、及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。 また、本新株予約権の発行要項においては以下の取得条項が定められています。 (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本社債を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の 11 取引日以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権

	の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (2) 本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<本新株予約権付社債>

(1) 払 込 期 日	2025 年 12 月 1 日
(2) 新株予約権の総数	8 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債 1 個につき 100,000,000 円 （各本新株予約権付社債の金額 100 円につき 100 円とします。） 本新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,500,938 株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。 上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(5) 調達資金の額	800,000,000 円
(6) 転 換 価 額	転換価額は、1 株当たり 533 円です。 本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項にしたがって調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をネットプライスに割り当てます。
(8) 利率及び償還期日	年率：0 % 償還期日：2035 年 12 月 3 日
(9) 償 還 価 額	各本新株予約権付社債の金額 100 円につき 100 円
(10) 償 還 の 方 法	1 満期償還 本転換社債は、2035 年 12 月 3 日にその総額を本転換社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 2 繰上償還 当社は、発行日の 1 年後応当日から 20 取引営業日を経過した日以降いつでも、株価終値が 10 取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除きます。）連続で、その時点の転換価額の 130%を超過した場合、償還すべき日の 2 週間以上 5 営業取引日前までに本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対し償還日の通知又は公告事前の通知を行うことにより、当該繰上償還日に、その選択により、本新株予約権付社債の全部を額面 100 円につき金 100 円額面金額で早期償還できます。 3 満期前償還請求 本新株予約権付社債の発行後、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

	(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限りです。)(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)、本転換社債新株予約権付社債の社債権者に対して、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本転換社債の全部を本転換社債の額面 100 円につき金 100 円で繰り上げ償還することを要求することができる当社の支配権の変更(M&A等)が生じた場合、本新株予約権付社債権者は当社に対し、本転換社債を額面金額で買い取るよう請求できます。 4 買入消却 (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができます。 (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本転換社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本転換社債新株予約権は消滅します。 5 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。
(11) そ の 他	本新株予約権付社債の発行は、①本株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化に関する議案が承認されること、及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

2. 募集の目的及び理由

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに2025年8月期半期においても売上高(582,190千円)、営業利益(△534,696千円)と厳しい状況が続いております。主な理由としては、店舗販売事業につきましては、不採算店舗の閉店などを実施し収益の改善を図ったものの、前述のとおり、新規の仕入れを抑えていること、インターネット販売事業につきましては、不採算の他社サイトからの撤退を進め、自社サイト及び収益性の高い他社サイトに厳選する施策を実施いたしました。短期間での利益回復までには至らなかったこと、卸売販売事業につきましては、店舗同様に仕入れを制限したことにより新たな商品の販売が伸びせなかったことが挙げられます。当社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続しております。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当中間連結会計期間末時点における純資産の額は、810百万円となり、債務超過を解消いたしました。

また、当社の2025年8月期連結会計年度の業績は、売上高1,774百万円となり、売上高が減少したことによる粗利益の減少の影響を受け、営業損失1,456百万円、経常損失316百万円となりました。また、債務免除益等を1,402百万円計上するとともに減損損失3,700百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失2,717百万円となりました。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識のもと、早期に是正すべく2025年7月22日に第三者割当増資を実施いたしました。この資金調達の背景には、以下の課題が存在しておりました。

①資金繰りについて

産業競争力強化法に基づく事業再生 ADR 手続の成立により債務超過を解消しましたが、依然として安定的な資金調達手段の確保が必要でありました。

②自己資本の脆弱性について

純資産残高は改善したものの脆弱な水準にとどまっており、財務体質の抜本的改善が喫緊の課題となっておりました。

③売上高減少や収益力の低下について

店舗事業・ネット事業双方で利益回復が遅れ、営業キャッシュ・フローの赤字が継続しておりました。

④事業領域の拡大について

当社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識しておりました。

具体的な取組として、当社は 2025 年 1 月 20 日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025 年 2 月 3 日に連結子会社として株式会社 ANAP ライトニングキャピタルを設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定しておりました。また、2025 年 4 月 16 日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月 28 日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めておりました。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しておりました。

当社における現状は、上述のとおり、依然として営業キャッシュ・フローが赤字を計上していたことから、運転資金が不足しており、運転資金及び事業資金について新たな資金調達を行う必要がありました。この第三者割当は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を用いることで借入負担軽減と資本増加による資本増強を同時に実現し、財務体質の改善を図ること、またビットコインを現物出資により調達することで効率的な取得を実現すること、さらに同時に実施した新株予約権の第三者割当により事業資金確保と事業再生のための資金を調達することを目的として実施いたしました。

2025 年 7 月 18 日開催の当社臨時株主総会にて承認決議されました第三者割当による新株式の発行及び第 7 回新株予約権の発行に関し、2025 年 7 月 22 日の払込期日を迎え、一部失権がありましたが払込手続きを完了いたしました。一部失権により当初想定していた資金を全額確保するには至りませんでした。当社は短期借入金等の施策により調達額減少インパクトを抑え、新規事業として予定していたビットコイン関連事業への取組を進めてまいりました。

なお、当該一部失権につきましては、割当先であった一部投資家による必要契約書類の締結が期日までに完了せず発生したのですが、その原因の一つとして、当時の当社取締役が単独で当該一部投資家との間の連絡・交渉を担当していたため、当社事務担当者と先方事務担当者との間での直接面談や事前説明が不足した側面があったと認識しております。この点につきましては当社の事務対応体制に改善すべき点があったことが原因の一つであることを真摯に受け止め、今後は事前に割当先の事務体制や意思決定フローを十分に把握したうえで、複数名の当社担当者による直接面談や進捗確認を実施し、契約書締結及び払込の進捗を管理するチェック体制を整備するなど、再発防止策を講じております。

もっとも、前回の増資では当該一部失権が生じたものの、概ね当初目論見に沿った資金調達を実現でき、調達資金はビットコイン事業及びアパレル・エステリフレ事業資金に充当いたしました。その結果、当社グループが新規に参入したビットコイン事業については、2025 年 9 月 30 日時点で 1,111BTC を保有し、時価評価益は約 22 億円に達するなど、順調に規模拡大を進めております。

こうした成果を踏まえ、当社はさらにビットコイン取得を推進する方針を有しており、そのためにはこのタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権により確保することが、最善の経営判断であると考えております。

なお、ビットコイン事業について、当社グループは、2025 年 2 月 3 日に連結子会社として株式会社 ANAP ライトニングキャピタルを設立し、新規事業としてビットコイン関連事業に参入いたしました。

- 当社の「ビットコイン事業」は、
- ・ビットコイントレジャー戦略
 - ・ビットコイントレーディング戦略
 - ・ビットコイン関連ライフスタイル事業

・ビットコイン関連テクノロジー事業

を柱として構成されており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指しております。

このような事業方針に基づき、当社は2025年4月16日から9月30日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しております。

こうした状況を踏まえ、今回の資金調達には、主としてビットコイン追加購入に充当することを目的としております。これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。あわせて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進めてまいります。

本資金調達は、当社の財務基盤を安定化させ、将来的な成長の柱であるビットコイン事業をさらに拡大するために不可欠な取組であります。特に、ビットコインが中長期で世界的かつ構造的に法定通貨に対して強含むトレンドにあるとの当社の見方のもと、ビットコイン関連事業は今後の経済構造において重要な位置を占めると考えており、この分野における競争力強化は当社の中長期的な成長に直結いたします。こうした成長機会を確実に捉えるためには、十分かつ安定的な資金基盤の確保が急務であり、本調達は戦略上、回避できない選択であると認識しております。

もっとも、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6ヶ月通算で約299%という極めて大きな希薄化が生じる可能性があります。これは既存株主の皆様には多大なご負担をおかけするものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、この負担を上回る中長期的な価値向上が見込まれるため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。

本新株予約権については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ② 制限超過行使の禁止」に記載のとおり、割当予定先と締結する本買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、段階的な行使を前提とし株価への影響を考慮した設計となっており、一度に大量の株式を発行する場合と比べ、既存株主に与える影響を一定程度緩和できると考えております。また、調達資金の使途については厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、ビットコイン事業を中心とした成長投資への配分を徹底する方針です。これにより、単なる資金繰り対策にとどまらず、持続的に収益基盤を拡充し、企業価値の最大化に資することを目指してまいります。

特にビットコイン事業に関しては、市場環境の変化を先取りして投資を行うことにより、長期的な成長余地が極めて大きいと認識しております。このタイミングでの積極的な資金投入こそが、競合他社との差別化を図り、将来の収益源を確立するために不可欠であると判断しております。こうした成長投資を可能にするために本資金調達を行うことは、短期的には大きな希薄化を伴うものの、長期的には株主の皆様にとって最大の利益還元につながるものと考えております。

さらに、本資金調達の実施にあたっては、当社の経営判断のみならず、株主の皆様のご理解とご支持をいただくことが不可欠であると考えております。そのため、株主総会において承認を得る手続きを経ることで、透明性と正当性を確保したうえで進めてまいります。

当社は、株主の皆様のご負担を軽減するべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様の利益に貢献するものであると判断しております。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善とビットコイン事業の成長投資を同時に進め、持続的な企業価値向上を実現してまいります。なお、具体的な資金使途及び支出時期の詳細については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、EVO FUNDに対しMSワラントである本新株予約権及び無担保社債である本社債を割り当てるのと同時に、ネットプライスに対し転換価額が固定された本新株予約権付社債を割り当てることにより、本新株予約権付社債については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使によって、当社が資金調達を段階的に実現することを目的とするものです。

<本新株予約権>

当社は、本日付で、本新株予約権について、EVO FUNDとの間で、本新株予約権等の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権等の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む本買取契約を締結します。その他、本買取契約に規定されているものも含め、本新株予

約権に係る主要な条件は以下のとおりです。

① 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の翌々取引日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。

行使価額が修正される場合、行使価額は、初回の修正においては2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2回目以降の修正においては修正日に先立つ3連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、初回及び2回目以降の2段階の修正スキームを採用しております。

但し、修正後の金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

② 制限超過行使の禁止

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権及び本買取契約に定める行使価額修正条項付新株予約権付社債等を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと（なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合には制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、本買取契約においてもその旨を定めております。）。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

<本新株予約権付社債>

当社は、ネットプライスに対して、本買取契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、発行価額総額800,000,000円の本新株予約権付社債を発行することを予定しております。当社は、本新株予約権付社債の払込日時点で800,000,000円の資金調達を実現し、その後当社株価が転換価額である533円を上回って推移したタイミングで割当予定先による転換が進み、資本の拡充が行われることを企図しております。なお、割当予定先はその裁量により本新株予約権付社債の転換を行うことができます。

<本社債>

本新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に必要な資金を速やかに調達できるよう、2025年12月15日付でEVO FUNDに対して、以下に記載の概要にて総額2,000,000,000円（上限）の本社債を発行する予定です。

<無担保社債の概要>

- (1) 社債の名称 株式会社ANAPホールディングス第8回無担保普通社債（少人数私募）
- (2) 社債の額面総額 2,000,000,000円から、2025年12月1日に発行された本新株予約権が2025年12月12日までに行使された場合、当該行使に際して出資され

た金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、50,000,000 円毎での控除とし、50,000,000 円に満たない額は控除の対象としません。）した金額

(3)	各社債の額面金額	50,000,000 円
(4)	利率	なし
(5)	払込金額	額面 100 円につき 100 円
(6)	償還金額	額面 100 円につき 100 円
(7)	払込期日	2025 年 12 月 15 日
(8)	償還期限	2027 年 6 月 2 日
(9)	償還の方法等	満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。

- ① 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の 5 営業日（「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに本社債に係る社債権者（以下「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。
- ② 2025 年 12 月 16 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は 267 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。
- ③ 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、当該請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。
- ④ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限りです。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとします。
- ⑤ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定し

た日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとします。

- ⑥ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとします。
- ⑦ 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下本号において「繰上償還日」といいます。）の 10 営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとします。
- ⑧ 上記②乃至⑦にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込日から 6 ヶ月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。
- ⑨ 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から、(i) 当該時点において当社が本⑨に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii) 第 2 項に基づき、金 2,000,000,000 円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額（50,000,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の 3 営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還するものとします。

- (10) 割 当 予 定 先 EVO FUND
- (11) 資 金 使 途 ビットコイン事業資金

(2) 資金調達方法の選択理由

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正におい

ては2025年10月29日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは限定的であり、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計34,000,000株で固定されているほか、本新株予約権付社債の転換価額は533円で固定されている（但し、調整条項の適用がある場合を除く。）ため、原則として、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、原則として、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 株価への影響の軽減

行使価額の修正が行われる場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

④ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、本社債の全てを償還した日の翌日以降であれば、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

⑤ 早期必要資金の確保

本新株予約権付社債に加えて本社債を発行することにより、これらの発行金額の範囲で、即時の資金調達が可能となります。

⑥ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑦ 金利コストの低減

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定どおりにはできない可能性があります。

③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

④ 不行使期間が存在しないこと

本スキームにおいては、円滑な行使の促進を重視する観点から、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面において権利行使を停止する等、権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

⑤ 一時的な負債比率上昇

本新株予約権付社債及び本社債につき、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。

⑥ リファイナンス対応が必要となる可能性

本新株予約権付社債につき、長期にわたり株価が転換価額を下回る水準で推移した場合には、償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかはその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は、基本的に割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、当社に生じた重要事実が割当予定先に共有されない限り、資金調達に支障を生じることがありません。

② 行使価額が固定された転換社債（CB）のみによる資金調達

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があることから、CBのみの発行による資金調達は、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先

である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

⑥ 借入・社債・劣後債のみによる資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があり、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途とのバランスを勘案し、これらの方法のみによる資金調達は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	18,945,460,000円
発行諸費用の概算額	97,000,000円
差引手取概算額	18,848,460,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額（合計823,460,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（18,122,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は減少する可能性があります。

払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が増加した場合には、ビットコイン購入資金への充当を考えております。払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が減少した場合は、ビットコイン購入資金の減額による調整を考えております。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用3百万円、本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用3百万円、信用調査費用0.5百万円、登記費用88百万円及び有価証券届出書作成費用2.5百万円等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権等の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計約18,848百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

<本新株予約権による調達資金の使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 本社債の償還	2,000	2025年12月～2027年6月
② 短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）（注3）	6,600	2025年12月～2026年2月
③ ビットコイン事業資金	9,448	2025年12月～2027年6月
合計	18,048	-

(注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。

2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

3. 借入金残高は2025年9月10日時点で66億円ですが、2025年10月及び2025年11月にそれぞれ追

加で5億円規模のビットコイン購入を予定していることから、当該短期借入金が最大で80億円程度まで増加する可能性があります。（詳細は後記「② 短期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）」をご参照ください。）

<本新株予約権付社債（CB）による調達資金の使途>

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
③ビットコイン事業資金	800	2025 年 12 月～2027 年 6 月
合計	800	-

(注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 本社債の償還

当社は2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行予定の本社債（発行価額：2,000百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2025年12月から2027年6月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、本社債は、新株予約権の行使資金の前倒し調達を目的とし、本資金調達の発行決議と同時に決議を行い発行されるものです。なお、本社債により調達する資金の具体的な使途については、ビットコイン購入代金に充当する予定です。

② 短期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

当社は、当社は、2025年1月20日付の「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」及び2025年6月9日付の「当社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」で公表したとおり、子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルの迅速な業容拡大に対応する資金を確保するため、本資金調達を実施することといたしました。また、2025年8月21日付の「資金調達に関するお知らせ」において、借入限度額を50億円から110億円に拡大するとともに、資金使途をグループ一般運転資金（投資事業資金を含む）に拡大しております。

当該借入の概要は、次のとおりです。

	変更前	変更後
借入人	株式会社ANAPホールディングス	
貸付金	ネットプライス事業再生合同会社	
借入限度額	金 50 億円	金 110 億円
使途	投資事業資金（株式会社ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）	グループ一般運転資金（投資事業資金（株式会社ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）を含む）
金利	2%固定	
契約更新日	2025 年 9 月	
借入開始日	2025 年 7 月	
最終返済期限	2026 年 2 月	

本第三者割当て調達する資金については、当社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り入れている短期借入金の返済に充当する予定です。当該借入金の残高は2025年9月10日時点において66億円となっており、まずは既存の借入額である66億円の返済資金として優先的に充当いたします。本第三者割当ての実施までに当該借入金により当社のビットコイン購入計画に沿ってビット

コイン購入資金を調達した結果、2025年9月における購入資金として16億円を調達したことを加えると2025年9月10日時点で借入金残高は66億円となっているため、本第三者割当て調達した資金を返済に充当するものです。しかしながら、2025年10月および11月にもそれぞれ約5億円規模の購入を予定しており、新株予約権の発行までに当該借入金の最大で80億円程度までの増加を見込んでおります。なお、66億円から80億円という幅が生じているのは、計画的な購入に加え、ビットコイン価格の変動によって必要な資金額が増減する可能性があるためです。そのため、66億円を超える部分については、本第三者割当てとは別の資金調達手段として、上記記載のネットプライス事業再生合同会社からの借入限度額の融資枠拡大を検討・実行する可能性があります。本新株予約権の行使により調達する資金の一部（66億円から最大80億円の範囲）を短期借入金の返済にさらに充当することで、財務体質の改善と資金繰りの安定化を図る計画です。特に、短期借入金は返済期限が短く、資金繰りにおいて継続的な負担となる側面があることから、その返済を進めることで短期資金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指しております。

短期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応いたします。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じてお知らせいたします。

③ 子会社への貸付を通じてのビットコイン事業資金

当社は、2025年1月20日付の適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、同年2月3日に連結子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下「連結子会社ANAPライトニングキャピタル」といいます。）を設立し、投資事業を開始いたしました。これに続き、同年4月16日付「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」等に記載の通り、連結子会社ANAPライトニングキャピタルを通じて複数回にわたりビットコインを取得し、財務戦略の一環としてのビットコイン保有を強化してまいりました。これらの連結子会社ANAPライトニングキャピタルにおける先行的取組を通じて、ビットコイン市場の動向分析、業界との連携つながり強化、取引等の実務、国内の規制状況、関連インフラ等に関する実践的な知見を蓄積してまいりました。この度、これらの知見を礎とし、ビットコイン及びその関連ビジネスを当社グループの新たな成長ドライバーとすべく連結子会社ANAPライトニングキャピタルを中心に「ビットコイン事業」として本格的に展開することといたしました。本事業を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上を目指してまいります。当社の投資戦略の一環としてビットコインの取得を重点戦略として位置づけており、本調達資金のうち短期借入金返済に充当しない残額については、当社から連結子会社ANAPライトニングキャピタルへ資金を貸し付け、当該貸付資金は全額ビットコイン購入に充当いたします。これにより、当社グループのビットコイン事業の規模拡大を図るとともに、将来的な収益機会の拡大を目指してまいります。

なお、当社は、ビットコインを米ドルやゴールドと並ぶ世界の基軸資産と捉える世界の潮流は不可逆的であり、短期的には比較的大きいといわれる価格変動のために損失を被る可能性もあるものの、中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあるものと考えております。当社は、2025年4月16日を初回としてビットコインの取得を進めており、2025年7月22日付で実施した第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行により調達した資金の一部について充当しましたが、本第三者割当で調達した資金についても重点的にビットコイン取得に充当する予定であります。ビットコイン保有に伴うリスク管理体制につきまして、当社グループでは、投資担当部署と管理担当部署を異なる管掌取締役の指揮下に置き、職務を明確に分離しています。これにより、投資実行とリスク管理の牽制体制を確保しています。当社は、ビットコイン保有に際して「価格変動リスク」「規制リスク」「セキュリティリスク」が主要なリスクであると認識しており、特に「価格変動リスク」については、投資担当部署から独立した管理担当部署が、保有ポジションと評価損益に関するモニタリング報告を週次以上の頻度で作成し、経営陣に提出する体制を構築しています。

なお、当社が認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

①価格変動リスク

市場価格が高い変動性を有しており、価格急落により当社の資産評価額に影響を及ぼす可能性があること。

②規制リスク

暗号資産自体がまだ発展途上の市場であるため、流動性や規制に関する不確実性が残ること、及び、関連法制度や税制が変更されることで、運用方針に影響が生じる可能性があること。

③セキュリティリスク

技術的障害や取引所リスク(システム障害、ハッキング等)が存在すること。

これらのリスクを踏まえたうえで、当社は連結子会社ANAPライトニングキャピタルにおいてビットコイン取得に継続的に取り組んでおり、当社は引き続き、本資金調達による調達額のうち10,248百万円を上限として、市況動向を踏まえ、ビットコインの取得を行う予定であり、かかる方針に賛同頂きました割当予定先からの本新株予約権の行使等による調達額を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

なお、資金充当の時期や規模については、市況環境や新株予約権の行使状況等により変動する可能性があります。

また、2025年10月29日時点での株式会社ANAPライトニングキャピタルのビットコインの保有残高、及びこれまでの購入履歴は、以下のとおりであります。

ビットコイン保有枚数： 1,111.0229 ビットコイン

ビットコイン購入総額： 16,624,645,536 円

購入日付	ビットコイン購入枚数 (ビットコイン)	平均購入価格 (円／1 ビットコイン)	購入総額(円)
2025年4月16日	16.6579	12,003,976	199,961,032
2025年4月28日	35.0000	13,655,656	477,947,960
2025年5月9日	18.5044	14,900,765	275,730,440
2025年5月22日	17.5297	15,856,926	277,967,152
2025年5月28日	15.2081	15,783,194	240,032,388
2025年6月11日	23.0595	15,926,822	367,264,565
2025年6月12日	27.5031	15,733,362	432,716,235

2025 年 6 月 18 日	31. 2108	15, 377, 837	479, 954, 613
2025 年 7 月 8 日	15. 8222	15, 801, 818	250, 019, 525
2025 年 7 月 11 日	28. 7391	17, 339, 467	500, 045, 025
2025 年 7 月 22 日 (注)	584. 9057	13, 677, 314	7, 999, 939, 200
2025 年 7 月 31 日	16. 9788	17, 669, 248	299, 999, 107
2025 年 8 月 7 日	82. 3264	17, 005, 480	1, 400, 000, 000
2025 年 8 月 14 日	86. 6000	17, 667, 502	1, 530, 005, 747
2025 年 8 月 21 日	6. 2610	16, 822, 101	105, 323, 177
2025 年 8 月 22 日	11. 6773	16, 859, 940	196, 878, 583
2025 年 9 月 11 日	29. 5808	16, 901, 828	499, 969, 604
2025 年 9 月 16 日	6. 4074	17, 060, 228	109, 311, 706
2025 年 9 月 17 日	40. 6474	17, 221, 272	699, 999, 945
2025 年 9 月 18 日	7. 0036	17, 302, 152	121, 177, 353
2025 年 9 月 30 日	9. 3999	17, 064, 243	160, 402, 179
計	1, 111. 0229	14, 963, 368	16, 624, 645, 536

(注) ビットコイン購入枚数は、株式会社ANAPホールディングスがビットコイン現物出資により受領したビットコイン 584.9135btc から、株式会社ANAPライトニングキャピタルへのビットコイン送付手数料を控除した数量を表示しており、購入総額は、株式会社ANAPホールディングスによるビットコイン現物出資調達額である 7,999,939,200 円を適用しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり短期借入金の返済及びビットコイン購入資金に充当する予定であります。

短期借入金の返済により財務体質の改善及び財務コストの低減が見込まれるとともに、ビットコイン購入資金への充当は当社の新規事業戦略の推進に資するものです。

以上のことから、戦略的保有は中長期的な企業価値向上につながり、ひいては既存株主の利益にも資するものと考えております。

<前回の資金調達における資金使途>

当社が、2025 年 6 月 9 日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された新株式及び第 7 回新株予約権（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

(2025 年 6 月 9 日付取締役会決議に係る第三者割当による新株式発行により調達した資金の充当状況)

A 現物出資

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実際の調達 額 (百 万 円)	充当額 (百万円)	支出時期
① 現物出資による債務の株式化(D E S)(注 1)	7, 625	3, 500	3, 500	2025 年 7 月
② ビットコインに対する現物出資（注 2）	7, 999	7, 999	7, 999	2025 年 7 月
合計	15, 624	11, 499	11, 499	

(注) 1. 有利発行によるＱＬ有限責任事業組合及び株式会社 Tiger Japan Investment に対する本普通株式の発行は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）により行われたものでありますが、一部出資の履行が完了せず、失権となりました。

2. 金額については、当社と割当先との交渉の結果、ビットコイン評価額のレンジ内の単価に基づき算出された金額（15,196,928 円）を 10%ディスカウントされた価額（1 BTC：13,677,235 円：総額 7,999,939,200 円）に定めた金額を記載しております。取得したビットコインの数量は 584.9135BTC であります。

B 公正発行

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実 際 の 調 達 額 (百万 円)	充当額 (百万円)	支出（予定）時期
① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金	500	500	275	2025 年 7 月～2026 年 8 月
② 当社子会社（株式会社 ARF、株式会社 AEL）における運転資金	500	500	500	2025 年 7 月～2029 年 8 月
合計	1,000	1,000	775	

(2025 年 6 月 9 日付取締役会決議に係る第三者割当による第 7 回新株予約権発行により調達した資金の充当状況)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実 際 の 調 達 額 (百万 円)	充当額 (百 万 円)	支出（予定）時期
① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金	1,180	714	0	2025 年 7 月～2030 年 7 月
② 当社子会社（株式会社 ARF、株式会社 AEL）における運転資金	830	507	5	2025 年 7 月～2030 年 7 月
③ 当社子会社（株式会社ANAP）におけるM&A資金	973	0	0	2025 年 7 月～2026 年 8 月
④ 当社子会社（株式会社 ANAP ライトニングキャピタル）におけるビットコイン取得資金	2,750	2,750	2,750	2025 年 7 月～2026 年 3 月
合計	5,733	3,971	2,755	

※本届出書提出時点において第 7 回新株予約権は 49,070 個が行使済みであり、これにより発行された株式数は 4,907,000 株となります。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：加陽 麻里布、以下「永田町リーガルアドバイザー」といいます。）に依頼しました。

当社は、永田町リーガルアドバイザーが第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、永田町リーガルアドバイザーと当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しています。また、永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年10月28日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（533円）、権利行使価格（533円）、ボラティリティ（93.38%）、権利行使期間（発行・払込日翌取引日から18か月）、リスクフリーレート（0.822%）、配当率（0%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対市場 β （0.811）、クレジット・コスト（23.01%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合（10%）の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、永田町リーガルアドバイザーが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の69円としています。

本新株予約権の行使価額は当初、533円に設定されており、その後の行使価額は、2025年12月2日に2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2025年12月3日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正日に先立つ3連続取引日の各取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、永田町リーガルアドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、永田町リーガルアドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。

当該判断にあたっては、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員より、永田町リーガルアドバイザーは当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、永田町リーガルアドバイザーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、永田町リーガルアドバイザーによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して永田町リーガルアドバイザーから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を永田町リーガルアドバイザーに依頼しました。

当社は、永田町リーガルアドバイザーが第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権付社債の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権付社債の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、永田町リーガルアドバイザーと当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年10月28日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（533円）、転換価格（533円）、ボラティリティ（83.17%）、権利行使期間（2025年12月2日から2035年12月3日まで）、リスクフリーレート（1.670%）、配当率（0%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対市場 β （0.776）、クレジット・コスト（23.01%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合（10%）の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権付社債転換及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、2025年10月28日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に固定されているため、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて低い水準となることはないものと考えております。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額が永田町リーガルアドバイザーの算定した評価額（各社債の金額100円につき99.35円）を上回る価格であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと考えております。

当該判断にあたっては、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員より、永田町リーガルアドバイザーは当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、永田町リーガルアドバイザーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、永田町リーガルアドバイザーによる本新株予約権付社債の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して永田町リーガルアドバイザーから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権付社債の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。なお、本新株予約権付社債の発行に関する取締役会決議につきましては、特別利害関係を有する取締役山本和弘を除いた当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は34,000,000株（議決権数340,000個）、本新株予約権付社債が全て転換価額で転換された場合に交付される最大株式数は1,500,938株（議決権数15,009個）であり、これらを合算した総株式数は35,500,938株（議決権数355,009個）となり、これを分子として、2025年8月31日時点の当社発行済株式総数37,547,736株（自己株式345,764株を除く）（議決権数375,413個）を分母とする希薄化率は94.55%（議決権ベースの希薄化率は94.56%）に相当します。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2025年6月9日に発行決議し2025年7月22日付でネットプライス、株式会社キャピタルタイフーン及び合同会社AEGISに対して割り当てられた新株式15,880,100株（議決権158,801個）、並びに同日付でネットプライス及び合同会社AEGISに対して割り当てられた第7回新株予約権が全て行使されることにより交付される株式数4,907,000株（議決権49,070個）を、上記本新株予約権等の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は56,288,038株（議決権数562,880個）であり、これを分子として、2025年10月28日時点の当社発行済株式総数である39,608,636株（自己株式345,764株を除く）（議決権総数396,022個）から過去6ヶ月以内に発行された株式総数である20,787,100株（議決権総数207,871個）を控除した株式総数である

18,821,536 株(議決権総数 188,151 個)を分母とする希薄化率は 299.06%(議決権ベースの希薄化率は 299.16%)となります。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権等の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、本新株予約権は、原則として 18 ヶ月間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計 340,000 個の新株予約権が行使され、同時に 34,000,000 株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

また、新株予約権を資金調達の手段とすることにより段階的に資金調達を行えるとともに、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3) 本スキームの特徴[メリット]」に記載のとおり、行使価額の修正割合を 100%とすることにより、既存株主に配慮した設計がなされております。

加えて、当社は、本新株予約権等による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の今後の財務基盤の強化と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであって、本新株予約権等の発行は大規模ではありますが、希薄化の影響を上回るメリットを既存株主の皆様にご覧いただけるものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

さらに、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されますが、それと同時に、当該売却により新株が市場への流入することも想定されます。これにより、より多くの投資家に対して当社株式に投資する機会をもたらすことが可能となり、市場での当社株式の流動性の更なる向上、ひいては当社株価への貢献も期待できます。

また、今回の資金調達については、本新株予約権等が全て行使又は転換された場合に交付される株式数 35,500,938 株に対し、取引所における 2025 年 9 月 30 日までの当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 440,552 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの流動性を有しております。

したがって、本新株予約権等による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① EVO FUND

(a)	名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b)	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY 1-9005, Cayman Islands
(c)	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(d)	組 成 目 的	投資目的
(e)	組 成 日	2006 年 12 月
(f)	出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 219.8 百万米ドル (2025 年 6 月 30 日現在)
(g)	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100% マイケル・ラーチが保有)
(h)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
(i)	国内代理人の概要	名 称 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
		所 在 地 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事 業 内 容	金融商品取引業
	資 本 金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当 社 と 国 内 代 理 人 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 別途記載のある場合を除き、2025年10月29日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）により紹介された EVO FUND 並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUND が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUND からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小坂橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に EVO FUND 並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月2日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は EVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

② ネットプライス事業再生合同会社

(a) 名 称	ネットプライス事業再生合同会社	
(b) 所 在 地	東京都千代田区六番町 15 番 2 号	
(c) 代表者の役職・氏名	代表社員 クロノスパートナーズ合同会社 職務執行者 山本 和弘	
(d) 事 業 内 容	有価証券の運用、投資、販売、保有等	
(e) 資 本 金	1 百万円	
(f) 設 立 年 月 日	2024年7月25日	
(g) 発 行 済 株 式 数	－	
(h) 決 算 期	6 月	
(i) 従 業 員 数	1 名	
(j) 主 要 取 引 先	一般法人	
(k) 主 要 取 引 銀 行	GMOあおぞらネット銀行	
(l) 大株主及び持株比率	クロノスパートナーズ合同会社：99.99%	
(m) 当事会社間の関係	資 本 関 係	・当社と同社との間で2025年4月21日付で3,000百万円の取引基本約定書及び2025年5月12日付で3,500百万円の契約条件変更の覚書の締結を行っており、同社に対して借入（1,470百万円）が生じております。

		・当社は、2025年7月22日付で、同社に3,615,700株の新株式及び新株予約権28,409個（目的とする株式の数2,840,900株）を割り当てております。 ・当社普通株式 15,799,100 株（議決権比率：42.08%）を保有する株主です。（2025年9月30日時点）
	人 的 関 係	・同社の代表社員であるクロノスパートナーズ合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるクロノスパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。
	取 引 関 係	・ネットプライス株式会社から金銭債権（600 百万円）の譲渡を2024 年9月 30 日付で受けております。 ・当社に対し 2024 年9月 20 日付で800 百万円の取引基本約定書の締結を行っております。 ・Q L有限責任事業組合に対し2024 年 10 月 1 日付取引基本約定書により生じた金銭債権（800 百万円）のうち 450 百万円を譲渡しています。 ・株式会社サムライパートナーズに対し 2024 年 10 月 1 日付取引基本約定書により生じた金銭債権（800 百万円）のうち 50 百万円を譲渡しています。 ・2024 年 10 月 17 日付で、当社とスポンサー最終合意書を締結しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関連当事者に該当します。

(n) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）

決算期	-	-	2025年6月期
純 資 産			▲6,894
総 資 産			5,603,341
売 上 高			0
営 業 利 益			▲21,525
経 常 利 益			▲7,894
当 期 純 利 益			▲7,894

- (注) 1. 別途記載のある場合を除き、2025年10月29日現在におけるものです。
2. ネットプライス事業再生合同会社は設立後1期のため、直近の決算期の経営成績及び財政状態のみを開示しております。

※当社は、ネットプライスについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、ネットプライスが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、ネットプライスからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）にネットプライス並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月2日、ネットプライス並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はネットプライスについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

① EVO FUND

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。

そのような中で、当社よりEJSに2025年8月に相談したところ、同社から本新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を同月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

また、本スキームのメリット・デメリット及び他のスキームを勘案の上、資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定し、EVO FUNDを割当予定先として選定いたしました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまで、本スキームと同様のスキームを用いて新株予約権の割当を受けた投資実績が多数あり、発行会社の資金調達に寄与してきました。

EJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craignuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

② ネットプライス

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。割当予定先であるネットプライスは2023年5月12日付で資本業務提携契約を締結し、事業再生ADR手続において当社のスポンサーを務めていただいたネットプライス株式会社が当社の支援の為に設立したSPCであり、当社取締役副社長である山本和弘はネットプライスの職務執行者であります。また、同社は2024年10月17日付で取締役会により発行決議した当社金銭債権の現物出資により新株式、2025年6月9日付で取締役会により発行決議した新株式及び第7回新株予約権を引き受けたのち、当社の株主として、これまで当社の事業再生及び債務返済に向けた協力をいただいております。

そのような中で、当社より今後も継続的な事業支援と経営基盤の強化に向けた支援が期待できるネットプライスに本スキームによる資金調達を 2025 年 8 月に相談したところ、引受けの申し出をいただき、当社の筆頭株主であるとともに、当社の事業環境及び成長戦略に対する理解を有し、当社の中長期的な企業価値向上を後押しして頂ける同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① EVO FUND

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常に市場への影響を勘案する方針であること、また、本新株予約権の行使期間内に全て行使する予定である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と EVO FUND は、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数（当該新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を合算した株式数）が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%（算出にあたっては、同一暦月において本新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権付社債等で当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使期間が本新株予約権と重複するもの（当該新株予約権を除く本新株予約権を含みます。）を発行している場合には、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる株式数を合算するものとします。なお、本新株予約権の払込日時点において当社が発行する別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等がある場合には、上記「本新株予約権の払込日時点における上場株式数」は、当該別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等の払込期日時点における当社の上場株式数と読み替えます。）を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、譲渡が行われることとなった場合には、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

② ネットプライス

ネットプライスからは、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式について、長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。転換を行うタイミングについては、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、また、本新株予約権付社債を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、口頭により確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① EVO FUND

EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の 2025 年 7 月 31 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、本新株予約権の払込日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、EVO FUND は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUND は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を EVO FUND の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

② ネットプライス

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義人とする銀行口座の2025年9月5日時点における残高報告書の写しを受領し、本新株予約権付社債の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認いたしました。

（5）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、ネットプライスは、その保有する当社普通株式の一部について EVO FUND への貸株を行う予定です（契約期間：2025 年 10 月 29 日～2027 年 6 月 9 日、貸借株数（上限）：3,700,000 株、担保：無し。）。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2025年8月31日）		募集後	
ネットプライス事業再生合同会社	41.69%	ネットプライス事業再生合同会社	23.57%
株式会社キャピタルタイフーン	21.80%	株式会社キャピタルタイフーン	11.25%
GAD有限責任事業組合	13.72%	GAD有限責任事業組合	7.09%
Q L有限責任事業組合	1.67%	Q L有限責任事業組合	0.86%
森 博和	1.32%	森 博和	0.68%
家高 利康	1.27%	家高 利康	0.66%
L I U Y A N	1.20%	L I U Y A N	0.62%
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.95%	EUROCLEAR BANK S. A. /N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.49%
株式会社ANAPホールディングス	0.91%	株式会社ANAPホールディングス	0.47%
LEOMO Inc.	0.84%	LEOMO Inc.	0.44%

- (注) 1. 大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿上の株式数に本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てが当初行使価額及び当初転換価額で行使又は転換された場合の株式数を加算した数値に基づき記載しております。
3. ネットプライス事業再生合同会社は、2025年8月31日時点において、その他関係会社に該当します。
4. 割当予定先のうち、EVO FUNDの本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUNDによる本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、EVO FUNDについては、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
5. 大株主及び持株比率は、発行済株式の総数に対する割合を、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

当社は本資金調達で当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における本第三者割当が当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

つきましては、2025年11月28日開催予定の本株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様方の意思確認をさせていただくことといたします。なお、当社は、本新株予約権付社債の割当予定先かつ当社の筆頭株主であるネットプライスの職務執行者が当社の取締役副社長を兼任していることを踏まえて、少数株主保護の観点より、株主総会でご承認をいただくのではなく第三者委員会等の独立機関を形成して答申を求めることも検討いたしました。しかしながら、会社法上、株主総会の決議事項について利害関係を有する株主であっても議決権の行使は妨げられないため、ネットプライスが本株主総会で議決権を行使すること自体は法律上許容されており、その行使を認めることは取引所の定める有価証券上場規程第432条において求められている手続きとして有効であること、本件が当社の資本政策および事業計画に直結する重要事項であり最終的な判断は希薄化の影響を直接受ける株主の皆様

様ご自身に委ねることが最も適切であると当社が考えていること、希薄化による経済的影響はネットプライスを含めた全ての既存株主に等しく及ぶものであり特定株主のみに有利に働く性質のものではないことから、第三者委員会等の独立機関を形成して答申を求めるよりも株主総会を実施する方がより直接的かつ公正な意思確認の方法であると判断し、株主総会でのご承認をいただくことを本資金調達の条件とすることにいたしました。当社は、既存株主の皆様に対し、本資金調達の必要性や相当性、代替手段の検討経緯、希薄化の影響等について十分な情報を開示し、株主総会における質疑応答の機会を通じてご理解をいただいたうえで、意思確認を行ってまいります。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高（千円）	4,216,448	—	1,774,723
営業損失（△）（千円）	△740,478	—	△1,456,570
経常損失（△）（千円）	△801,562	—	△316,625
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,164,779	—	△2,717,816
1株当たり当期純損失（△）（円）	△230.84	—	△157.29
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— （—）	— （—）	— （—）
1株当たり純資産額（円）	△174.95	—	334.50

（注）当社は、連結子会社であった株式会社ANAPラボが2023年11月29日付で解散し、2024年2月9日付で清算終了したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、2024年8月期は連結財務諸表を作成しておりません。その後2025年2月に連結子会社を新設したことにより、2025年8月期は連結財務諸表を作成しております。

(2) 最近3年間の業績（単体）

決算期	2023年8月期	2024年8月期
売上高（千円）	4,216,448	2,709,226
営業損失（△）（千円）	△740,775	△996,492
経常損失（△）（千円）	△789,224	△1,076,272
当期純損失（△）（千円）	△1,160,110	△1,187,594
1株当たり当期純損失（△）（円）	△229.92	△231.54
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— （—）	— （—）
1株当たり純資産額（円）	△173.25	△404.97

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025 年 9 月 30 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	37,893,500 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	2,060,900 株	5.44%
下限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	2,060,900 株	5.44%
上限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	-	-

(注) 上記潜在株式数は、第 7 回新株予約権に係る潜在株式数であります。

(4) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

(単位：円)

決算年月	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期	2025 年 8 月期
始 値	400	256	264
高 値	407	454	1,835
安 値	235	168	242
終 値	256	261	697

② 最近 6 ヶ月間の状況

(単位：円)

	2025 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	552	802	1,145	866	691	485
高 値	817	1,770	1,835	879	717	733
安 値	498	798	873	622	446	482
終 値	798	1,152	880	697	481	533

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2. 2025 年 10 月の株価については、2025 年 10 月 28 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価 (単位：円)

年月日	2025 年 10 月 28 日
始 値	538
高 値	538
安 値	520
終 値	533

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2022 年 10 月 31 日
調 達 資 金 の 額	167,000,000 円
発 行 価 額	1 株につき 334 円

募集時における 発行済株式数	4,974,800株
当該募集による 発行株式数	500,000株
募集後における 発行済株式数	5,474,800株
割 当 先	株式会社ピアズ
発行時における 当初の資金使途	① 新規出店及び既存店舗改装のための資金：150百万円 ② 運転資金：17百万円
発行時における 支出予定時期	① 2022年11月～2024年10月 ② 2022年11月～2024年10月
現時点における 充 当 状 況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。

② 第三者割当による第5回新株予約権の発行

割 当 日	2022年10月31日
発行新株予約権数	15,000個
発 行 価 額	8,850,000円 (本新株予約権1個につき590円)
発行時における 調達予定資金の額	535,350,000円 (内訳) 新株予約権発行分 8,850,000円 新株予約権行使分 526,500,000円
割 当 先	株式会社ピアズ：14,000個 ジェミニストラテジーグループ株式会社：1,000個
募集時における 発行済株式数	4,974,800株
当該募集による 潜在株式数	1,500,000株(第5回新株予約権1個につき100株)
現時点における 行 使 状 況	0株
現時点における 調達した資金の額	8,850,000円
発行時における 当初の資金使途	① メタバース関連事業推進のための資金：100百万円 ② 広告宣伝費用：200百万円 ③ 運転資金：220百万円
発行時における 支出予定時期	① 2022年11月～2024年10月 ② 2022年11月～2024年10月 ③ 2022年11月～2024年10月
現時点における 充 当 状 況	① 0百万円 ② 0百万円 ③ 0百万円 なお、第5回新株予約権については、2023年5月1日付の「第5回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」及び2023年5月12日付の「(経過開示) 第5回新株予約権の取得及び消却の日程変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年5月12日に残存する全てについて取得し、その後直ちに消却いたしました。

③ 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2024 年 11 月 27 日
調 達 資 金 の 額	1,350,000,000 円
発 行 価 額	1 株につき 125 円
募集時における 発行済株式数	5,474,800 株
当該募集による 発行株式数	10,800,000 株
募集後における 発行済株式数	16,274,800 株
割 当 先	ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000 株 Q L 有限責任事業組合：3,600,000 株 株式会社サムライパートナーズ：400,000 株
発行時における当 初の資金使途 (注)	現物出資による債務の株式化 (DES)
発行時における 支出予定時期	2024 年 11 月
現時点における 充 当 状 況	全額充当済みです。

(注) 本③の新株式の発行については、金銭債権の現物出資により割当が行われております。

④ 第三者割当による第 6 回新株予約権の発行

割 当 日	2024 年 11 月 27 日
発行新株予約権数	28,925 個
発 行 価 額	11,598,925 円 (本新株予約権 1 個につき 401 円)
発行時における 調達予定資金の額	711,583,925 円 (内訳) 新株予約権発行分 11,598,925 円 新株予約権行使分 699,985,000 円
割 当 先	株式会社ネットプライス：6,198 個 Q L 有限責任事業組合：22,727 個
募集時における 発行済株式数	5,474,800 株
当該募集による 潜在株式数	2,892,500 株 (第 6 回新株予約権 1 個につき 100 株)
現時点における 行 使 状 況	2,892,500 株
現時点における 調達した資金の額	711,583,925 円
発行時における 当初の資金使途	① 新規出店及び既存店舗の改修費用：200 百万円 ② 販売事業における広告・プロモーション費用：200 百万円 ③ 商品仕入、イベント販売等の運転資金：251 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2024 年 11 月～2027 年 8 月 ② 2024 年 11 月～2027 年 8 月 ③ 2024 年 11 月～2027 年 8 月

現時点における 充 当 状 況	① 全額充当済みです ② 全額充当済みです ③ 全額充当済みです
--------------------	--

⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）

払 込 期 日	2025 年 7 月 22 日
調 達 資 金 の 額	11,499,936,800 円
発 行 価 額	1 株につき 968 円
募集時における 発 行 済 株 式 数	19,167,300 株
当該募集による 発 行 株 式 数	11,880,100 株
募集後における 発 行 済 株 式 数	31,047,400 株
割 当 先	ネットプライス事業再生合同会社：3,615,700 株 株式会社キャピタルタイフーン： 8,264,400 株
発行時における 当 初 の 資 金 使 途 （注 1）（注 2）	① 現物出資による債務の株式化(DES)：3,500 百万円 ② ビットコインの現物出資：7,999 百万円 ③ 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金：500 百万円 ④ 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金：500 百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	① 2025 年 7 月 ② 2025 年 7 月 ③ 2025 年 7 月～2026 年 8 月 ④ 2025 年 7 月～2026 年 8 月
現時点における 充 当 状 況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。 ③ 275 百万円を充当済みです。 ④ 500 百万円を充当済みです。

（注） 1. 本⑤の新株式の発行（公正発行）と下記⑥の新株式の発行（有利発行）により調達する資金に係る使途の合計額であります。

2. 本⑤の新株式の発行の一部については、金銭債権及びビットコインの現物出資により割当が行われております。

⑥ 第三者割当による新株式の発行（有利発行）

払 込 期 日	2025 年 7 月 22 日
調 達 資 金 の 額	1,000,000,000 円
発 行 価 額	1 株につき 250 円
募集時における 発 行 済 株 式 数	19,167,300 株
当該募集による 発 行 株 式 数	4,000,000 株
募集後における 発 行 済 株 式 数	23,167,300 株

割 当 先 (注)	合同会社A E G I S
発行時における 当初の資金使途	上記「⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。
発行時における 支出予定時期	上記「⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。
現時点における 充 当 状 況	上記「⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。

(注) 当初はQ L有限責任事業組合に対して10,000,000株を、株式会社Tiger Japan Investmentに対して6,500,000株を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentと当社の間の必要な契約締結とその定めに従った出資の履行が完了しなかったため、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentについては失権となりました。

⑦ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	2025年7月22日
発行新株予約権数	49,070個
発 行 価 額	65,557,520円 (第7回新株予約権1個につき1,336円)
発行時における 調達予定資金の額	4,815,533,520円 (内訳) 新株予約権発行分 65,557,520円 新株予約権行使分 4,749,976,000円
割 当 先 (注)	ネットプライス事業再生合同会社：28,409個 合同会社A E G I S ：20,661個
募集時における 発行済株式数	19,167,300株
当該募集による 潜在株式数	4,907,000株 (第7回新株予約権1個につき100株)
現時点における 行 使 状 況	2,846,100株 (2025年8月31日時点)
現時点における 調達した資金の額	2,755,024,800円 (2025年8月31日時点)
発行時における 当初の資金使途	① 当社子会社 (株式会社ANAP) における運転資金：1,180百万円 ② 当社子会社 (株式会社ARF、株式会社AEL) における運転資金：830百万円 ③ 当社子会社 (株式会社ANAP) におけるM&A資金：0百万円 ④ 当社子会社 (株式会社ANAPライトニングキャピタル) におけるビットコイン取得資金：2,750百万円
発行時における 支出予定時期	① 2025年7月～2030年7月 ② 2025年7月～2030年7月 ③ 2025年7月～2026年8月 ④ 2025年7月～2026年3月
現時点における 充 当 状 況	① 0百万円を充当済みです。 ② 5百万円を充当済みです。 ③ 0百万円を充当済みです。 ④ 2,750百万円を充当済みです。

(注) 1. 当初はQ L有限責任事業組合に対して第7回新株予約権10,330個を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合による当社との間で必要な契約締結とその定めに従った払込手続きが完了しなかったため、Q L有限責任事業組合については失権となりました。
2. 2025年10月29日時点において第7回新株予約権は49,070個が行使済みであり、これにより発行された株式数は4,907,000株となります。

Ⅱ. 定款の一部変更

当社は、2025 年 10 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2025 年 11 月 28 日開催予定の本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

本株主総会での付議議案である本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行を受けて、当社の事業拡大等に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>76,660,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>151,000,000</u> 株とする。

3. 日程

定款変更のための本株主総会

: 2025年11月28日 (金) (予定)

定款変更の効力発生日

: 2025年11月28日 (金) (予定)

以上

(別紙)

**株式会社ANAPホールディングス第8回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社ANAPホールディングス第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 23,460,000 円(本新株予約権 1 個当たり 69 円)
3. 申込期日 2025 年 12 月 1 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 12 月 1 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 34,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 340,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 69 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、533 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がされ、割当日の翌々取引日に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025 年 10 月 29 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日(以下、2025 年 10 月 29 日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第 11 項の規定

に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。下限行使価額は、当初 267 円とする。

- (3) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債（第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調

整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間
2025年12月2日から2027年6月2日までとする。
- 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第8回無担保普通社債(私募債)(以下、「本社債」といいます。)を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
 - (2) 第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。
- 15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に

18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所
みずほ信託銀行

20. 払込取扱場所
株式会社りそな銀行 渋谷支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

株式会社ANAPホールディングス
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
社債要項

1. 募集社債の名称 株式会社ANAPホールディングス
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(以下、「本転換社債新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本転換社債」、新株予約権のみを「本転換社債新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金8億円
3. 各募集社債の総額 金1億円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金1億円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
6. 新株予約権付社債の券面 本転換社債新株予約権付社債については、無記名式とし、本転換社債新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本転換社債と本転換社債新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本転換社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本転換社債新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また、本転換社債新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本転換社債新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の払込期日 2025年12月1日
11. 新株予約権の割当日 2025年12月1日
12. 償還の方法及び期限
 - (1) 本転換社債は、2035年12月3日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、繰り上げ償還に関しては本項第(2)号ないし第(4)号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、本転換社債新株予約権付社債の発行日から20営業日を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む。))のない日を除く。)連続して本転換社債新株予約権の転換価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本転換社債新株予約権付社債を償還する日(以下「償還日」という。)を定めたときは、償還の対象となる本転換社債新株予約権付社債の所有者に対し、償還日の通知又は公告を当該償還日の5営業日前までに行うことにより、償還日の到来をもって、当該償還日に残存する本転換社債新株予約権付社債の全部を額面100円につき金100円で償還することができる。なお、本転換社債新株予約権付社債の所有者は、当社による本転換社債新株予約権付社債の償還日の前日まで本転換社債新株予約権を行使することができる。
 - (3) 本転換社債新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)、本転換社債新株予約権付社債の社債権者に対して、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本転換社債の全部(一部は不可。)を本転換社債の額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを要求することができる。
 - (4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
13. 本転換社債新株予約権の内容
 - (1) 社債に付された新株予約権の数

各本転換社債に付された本転換社債新株予約権の数は1個とし、合計8個の本転換社債新株予約権を発行する。

(2) 本転換社債新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本転換社債新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本転換社債新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本転換社債新株予約権に係る本転換社債の払込金額の総額を本項第(8)号記載の転換価額(ただし、本項第(9)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本転換社債新株予約権の新株予約権者は、2025年12月2日から2035年12月3日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債新株予約権を行使することができる。但し、①当社の選択による本転換社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、2035年12月3日より後に本転換社債新株予約権を行使することはできない。また、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 第14項に定める組織再編行為をするために本転換社債新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本転換社債新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

(4) 新株予約権の行使の条件

当社が第12項第(2)号及び第(4)号に基づき本転換社債を繰り上げ償還する場合、及び当社が本転換社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日の3営業日前の日又は期限の利益喪失日以降、本転換社債に係る本転換社債新株予約権を行使することはできない。当社が第12項第(3)号記載の社債権者の請求により本転換社債の全部又は一部を繰り上げ償還する場合には、所定の償還請求書が行使請求受付場所に到着したとき以降、当該本転換社債新株予約権を行使することはできない。また、各本転換社債新株予約権の一部について本転換社債新株予約権を行使することはできないものとする。

(5) 本転換社債新株予約権の取得事由

本転換社債新株予約権の取得事由は定めない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本転換社債とする。

本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第(8)号の転換価額(ただし、第(9)号乃至(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じた額とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 転換価額

本転換社債新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、533円とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本転換社債新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(10) 転換価額調整式により本転換社債新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号③における対価とは、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号①乃至③に係らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本転換社債新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (11) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
 ④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (12) 本項第（10）号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 ①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 ③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第（9）号乃至第（12）号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本転換社債新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (14) 本転換社債新株予約権の行使請求の方法
 本転換社債新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
 ①本転換社債新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債新株予約権に係る本転換社債新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 ②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回すること

ができない。

- (15) 本転換社債新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (16) 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、当該本転換社債新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。
- (17) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本転換社債の未償還残高が存する限り、本転換社債新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本転換社債新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条 22 号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資する目的とするものをいう。
- (2) 本項第 (1) 号に基づき設定した担保権が本転換社債新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本転換社債新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本転換社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第 14 項第 (1) 号の規定に違背し、3 営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が、本要項の規定に違背し、本転換社債新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本転換社債以外の債権（但し、1 億円を超えるものに限る。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、このかぎりではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

16. 社債権者に通知する場合の公告

本転換社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ANAPホールディングス 財務部

18. 行使請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

株式会社ANAPホールディングス 財務部 （社債原簿管理人）

19. 譲渡制限

本転換社債新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

20. 社債権者集会

- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本転換社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。
21. 本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由
- 本転換社債新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本転換社債からの分離譲渡はできず、本転換社債新株予約権の行使は本転換社債の現物出資によりなされ、かつ本転換社債が繰り上げ償還されると本転換社債新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本転換社債新株予約権は消滅する等、本転換社債と本転換社債新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、当初の転換価額を前提とした本転換社債新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本転換社債に本転換社債新株予約権を付した結果、本転換社債新株予約権付社債全体の発行に際し、本転換社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。
22. 募集の方法
- 第三者割当の方法により、ネットプライス事業再生合同会社に割り当てる。
23. 申込期間
- 2025年12月1日
24. 上記に定めるものの他、本転換社債新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
25. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上